



Title	中国環境訴訟制度の生成と展開
Author(s)	魏, 良鈺
Citation	大阪大学, 2023, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91968
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (魏良鈺 Wei liangshan)

論文題名

中国環境訴訟制度の生成と展開

論文内容の要旨

社会の発展に伴い、環境問題は世界各国でますます注目を浴びている。環境被害とそれに対する司法上の対応は、通常、次の2つに分かれる。まず、環境汚染や生態破壊の行為により、民事主体が間接的に財産損害・人身損害・精神損害を被った場合には、民事訴訟や刑事訴訟による保護を受ける。それに対して、環境汚染や生態破壊という損害については、環境や生態の価値を物権化することが難しく、また、その損害を直接的に受ける主体を見出すことが難しいため、従来の私益訴訟制度での対応は困難なことが多い。

中国では、この問題を解決するために、10年間の発展を経て、環境行政公益訴訟、環境民事公益訴訟、生態環境損害賠償訴訟、刑事附帯環境民事公益訴訟という4種類の訴訟制度が形成された。

中国と日本は、深刻な歴史的問題を抱えながらも、国際社会活動、経済・貿易交流、文化交流のいずれにおいても密接な関係にある。また、環境公益保護は世界にとって最も重要な課題の一つである。したがって、中国で形成された環境公益保護の訴訟制度は、日本にとって参照価値がある。

本稿では、中国の生態保護に関する司法制度と、このような訴訟制度が選択された内生的論理を体系的に紹介した上で、4種類の訴訟制度の相互関係を整理し、近時の展開を紹介する。その際、環境保護に関心を持つ日本の人々が、中国の環境公益保護の体系と制度間の関係を全体的に把握できることも目的としている。中国の環境公益保護の訴訟制度に見られる新しい概念についての日本語訳は統一されていないが、本稿では、日本と中国が漢字を共有しているという文化の特徴を踏まえ、原文に近い翻訳手法を採用している。

本稿では5章に分けて、中国の環境公益保護の訴訟制度について論じる。

第一章では環境行政公益訴訟について論じる。まず、中国における環境行政公益訴訟の誕生と、検査機関が単独で原告となる理由を紹介する。次に、環境行政公益訴訟の具体的な規定を紹介する。最後に、この訴訟を他の訴訟と区別する最も特別なポイントである検察建議を分析する。

第二章では環境民事公益訴訟について論じる。まず、中国における環境民事公益訴訟の基本原則と主な特徴を紹介する。次に、環境民事公益訴訟の具体的な規定を紹介する。そして、民法典編纂からの影響を紹介する。最後に、今後の課題を提示する。

第三章では生態環境損害賠償訴訟について論じる。まず、生態環境損害賠償訴訟の基本原則を紹介する。次に、生態環境損害賠償訴訟の具体的な規定を紹介する。最後に、この訴訟の特別なポイントである磋商メカニズムを紹介する。

第四章では刑事附帯環境民事公益訴訟について論じる。まず、刑事附帯環境民事公益訴訟が中国に出現した根拠を分析し、この訴訟に関する論争を紹介する。そして、刑事附帯環境民事公益訴訟の実務上の経験を収集し、今後の課題を検討する。

第五章では中国環境保護の各訴訟制度の比較検討を行う。まず、環境保護については司法よりも行政が優先するという原則を述べた後、各訴訟の介入時期を示すことによって各訴訟制度の相互関係を分析し、中国環境保護の訴訟制度の全体像を示す。次に、各訴訟制度の相互関係を分析する。最後に、中国の環境訴訟制度の将来展望を述べる。

このように本稿では、2つの目的を追求している。第一に、中国の環境保護に関する訴訟制度の全体像を日本の学界に紹介することである。第二に、各訴訟制度の相互関係を明らかにすることである。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (WEI LIANGSHAN)		
	(職)	氏 名
論文審査担当者	主 査	教授 大久保 邦彦
	副 査	教授 (高司) 松本 和彦
	副 査	教授 高井 裕之

論文審査の結果の要旨

環境汚染・生態破壊によって個人が被った損害の賠償は私益訴訟で実現されるが、直接の被害者を考えにくい環境汚染・生態破壊（環境公益）自体の保護は、従来は行政規制によって行われていたものの、中国では十分な成果を上げてこなかった。そのため中国は、この10年ほどの間に、環境行政公益訴訟・環境民事公益訴訟・生態環境損害賠償訴訟・刑事附帯環境民事公益訴訟という4種類の環境公益保護制度を設けた。本論文は、この4種類の制度を、それが形成された背景も含めて日本語で詳細に紹介し、各制度の問題点を指摘・検討した上で訴訟制度相互の関係を論じ、中国環境保護制度の将来を展望するものである。

本論文は全5章で構成される。

第一章では、環境行政公益訴訟制度の生成過程と具体的規律が詳細に紹介・検討される。本訴訟は行政訴訟であるため行政機関が被告となるが、原告を檢察機関のみに限定する理由が、統治機構における檢察機関の位置づけにまで遡って詳述される。また、本制度には訴前手続として檢察建議が置かれているが、実際には9割以上の事件が檢察建議の段階で終結しており、本制度の実効性を高めていることが示される。

第二章では、環境民事公益訴訟制度の基本原則・特徴と具体的規律が詳細に紹介・検討される。本訴訟は民事訴訟に公益訴訟の特殊性が加えられたものであり、社会組織が第一次的に、檢察機関が補充的に、原告として加害者に対し民事責任（原状回復・損害賠償等）を追及することを目的とする。しかし、実際には社会組織による訴訟提起は少なく、その理由や対策が検討される。

第三章では、生態環境損害賠償訴訟制度の基本原則・具体的規律が詳細に紹介・検討される。本訴訟では地方政府（行政機関）が原告として違法行為を行った加害者に対し民事責任を追及する。また、本制度には訴前手続として調停に類似する磋商メカニズムが置かれており、3分の2以上の事件を解決していることが示される。

第四章では、刑事附帯環境民事公益訴訟制度が中国で生成した根拠を分析した後、本訴訟をめぐる論争が紹介される。本訴訟制度はまだ生成の途上にあるため、実務上の事例が収集・分析され、今後の課題が示される。

第五章では、以上の4種類の訴訟制度の比較検討がなされる。

まず、「行政第一、司法第二」の原則に従い、環境行政公益訴訟では檢察建議が、生態環境損害賠償訴訟では磋商が訴前手続として置かれ、環境民事公益訴訟よりも生態環境損害賠償訴訟が優先されることが指摘される。

次に、各訴訟の介入時期の違いに即して各訴訟制度の関係と中国環境保護訴訟制度の全体像が示される。まず〔I〕環境公益の侵害を予防するために、社会組織は環境民事公益訴訟を提起することができる。〔II〕環境公益が侵害された後は、①社会組織は環境民事公益訴訟を、②檢察機関は(a)環境行政公益訴訟または(b)刑事附帯環境民事公益訴訟を、③地方政府は生態環境損害賠償訴訟を提起することができる。最後に〔III〕社会組織や地方政府が上記の訴訟を提起しない場合には、檢察機関は補充的に環境民事公益訴訟を提起することができる。

これらの訴訟制度はまだ生成の途上にあり問題の所在すら明確でない点が多い段階で、本論文は各訴訟制度とその相互関係を体系的・包括的に論じており、教科書的な記述がやや多いけれども、その新規性は高く評価できる。各訴訟制度の細部については日本語文献がほとんどない状態であり、日本で新たに環境保護制度を構想する際の比較法的資料や、中国における企業活動の際の参考資料としても、極めて有用な研究である。

審査委員会は一致して本論文が博士（国際公共政策）の学位を授与するに値すると認定した。